

第 13 回統計法制度に関する研究会結果概要

- 1 日 時 平成 18 年 4 月 17 日 (月) 10:00 ~ 12:05
- 2 場 所 総務省統計局 6 階特別会議室
- 3 出席者 廣松座長、宇賀委員、新村委員、大戸委員、野田委員、森委員
- 4 議 題 最終報告書 (案) について

5 結果概要

事務局から、資料に基づき、統計調査対象名簿作成のための調査票の使用及び最終報告書 (案) について説明し、審議を行った。

主な審議結果は次のとおりである。

(1) 統計調査対象名簿について

事業所・企業に関しては、ビジネスフレームがきちんと整備されるのであれば、それ以外に他の統計調査のための名簿作成の目的で調査票を使用することはあまりなくなるのではないかと、そのような場合についてはケースバイケースで判断せざるを得ず、統計調査名簿作成のための調査票の使用について法律に規定するまでもないのではないかとこの意見があった。

統計制度改革検討委員会では、事業所・企業に関して、ビジネスフレームを作成するために利用する情報、ビジネスフレーム情報の提供先について議論しており、後者について、民間の扱いをどうするかは検討している最中であるが、少なくとも、今は民間でも抽出済みの事業所・企業名簿であれば使用できる仕組みになっており、それが、ビジネスフレームの創設によって使えなくなることがないようにする必要があるとの意見があった。

統計調査対象の名簿であっても、それ自体は個体識別性があるものであり、また多数の者が利用することも考えれば、通常の「統計目的」の使用と同視してよいか若干躊躇があり、事業所・企業に関するもののみならず世帯に関するものについても調査対象名簿の作成について法令上明確に位置づけをして、しっかりと規律する方が、国民に対して調査票の使用方法を明らかにする観点からも望ましいと考えることもできるのではないかとこの意見があった。

(2) 統計制度改革検討委員会との関係について

統計制度改革検討委員会からは、調査票の二次的利用を認めるに当たって、「公益性」の要件を不要とすべきとの意見、「公益性」を必要とする場合でも行政機関との関係のみから形式的に判断することは疑問があるとの意見が出ているようだが、当研究会としても「公益性」を殊更に狭く理解しようとしているものではないとの意見があった。

調査票の統計法第 7 条で認められた利用と二次的利用の区別をする必要がないということが統計制度改革検討委員会の総意であるとすれば、その点については当研究会と根本的に哲学が異なることになるのではないかとこの意見があった。

統計制度改革検討委員会では、分散型統計機構を前提にした上で、統計作成の入口と調査結果の提供に係る部分については可能な限り情報の一元的管理を行えるシ

システムを構想している。前者については統計調査の共通インフラとして各府省が共通に利用できる事業所・企業のフレームの整備を行い、また結果の利活用面に係る点については、利用者が等距離でアクセスできるようにするのが望ましい。これはまた、秘密の保護と調査票の利用の両面に配慮した仕組みの構築に繋がるものである。当研究会の議論では、後者については調査実施官庁の処理に委ねる分散型のままであり、委員会側では、哲学が違うとの懸念を持っているのではないかとの意見があった。

統計制度改革検討委員会とそれほど基本的な発想は変わっておらず、当研究会としては、結果として公共財になるものであっても、それを作成する段階では調査対象者である国民等の信頼を損なわないよう、秘密の保護や公益性に配慮する必要がある、それを踏まえてこれまでも統計法の運用を行ってきたところであるので、それを崩すことは適当でないと考えているとの意見があった。

調査票の一次的利用と二次的利用を分ける必要はないという意見を採用すると、今の指定統計を核にするという制度の大黒柱が崩れ、指定統計という重要なものを作成するために協力を求めているという根本が変わってしまう。また、今作成されている統計やその基となる調査票は、担当者の努力と調査対象者の協力によって成り立っているものであり、それが当然に続くものではなく、国民の協力が引き続き得られるように配慮する必要があるとの意見があった。

統計制度改革検討委員会に対して、当研究会から申し入れを行うべきではないかとの意見があり、経済社会統計整備推進委員会の報告書で統計データの二次的利用に関する議論は当研究会に委ねられていると認識しているが、全体の整理との関係もあるため、哲学的な違いについては整理して、連携していかなければならないと考えており、場合によっては当研究会の座長に同委員会に出席していただき、説明を行うことも考えているとの説明があった。

(3) 最終報告書(案)について

(ア) 統計調査の市場化テストとの関係について

統計調査の民間委託は従来型の委託と市場化テストによる委託の2種類があるという理解でよいかとの質問があり、そのとおりであり、当研究会では双方とも念頭に置いて検討を行っているが、統計調査に関する一般法は統計法であり、市場化テスト法の枠組みを用いる際に特別の措置が必要な場合に、市場化テスト法に特例措置規定の整備を行うことになるとの説明があった。

(イ) 統計の改ざん行為に対する措置

統計法第19条第4号の改ざん行為について、規定の整備が不要なのは、統計調査の受託者が「指定統計調査の事務に従事する者」に該当するからなのか、「その他の者」に該当するからなのか、整理する必要があるとの意見があった。

(ウ) みなし公務員について

「みなし公務員」になれば、民間企業の職員であっても統計法第13条の実地調査権の行使ができるようになるのかとの質問があり、報告書では、実地調査権についてはあえて受託者に認める必要は低いことから特に検討は行っていないとの説明があった。

(エ) オーダーメイド集計について

オーダーメイド集計業務の受託機関の部分について、頻繁なオーダーを想定して、業務全体を包括的に委託し、受託機関が調査票等を継続的に保有する場合を想定した書きぶりになっているが、行政機関等でオーダーを受けて集計の部分だけを一件一件委託する場合も考えられるのではないかとの意見があり、誤解がないよう書き分けることにしたいとの説明があった。

回帰分析等を行う際には、調査票の個票そのものを参照することはなく、使用するデータも直接的に個人が識別できる情報は削除されている。このような表現はミスリーディングとなるので、調査票そのものとは違う匿名化された転写データであることが分かるようにさらに用語の工夫をしていただきたいとの意見があった。

(オ) 匿名標本データについて

匿名標本データについて、厳格な管理が必要という記述になっているが、匿名標本データは個体識別性を無くしたものの説明と整合しておらず、実際にデータを適正に管理することは当然必要としても、このように記述すると逆に匿名性について不安を煽ることになるのではないかとの意見があった。これに対して、運用をある程度積み重ねる必要があり、いきなり自由に使用させるのは国民の信頼を考えると難しいとの趣旨であるとの説明があったが、表現振りについては再検討することとされた。

(カ) 統計調査対象名簿について

調査票から作成される名簿が中間生産物的なものか、最終的なアウトプットであるか否かによって、規定の必要性の有無は変わってくるのではないかとの意見があった。これに対して、実際の調査対象名簿の作成方法として、前回の調査で使用した名簿にその後の状況変化を反映させたものを使用する場合と、国民生活基礎調査など、ある調査の名簿を共通の母集団情報として、別の調査の基本情報として使用する場合、の二つが考えられるが、いずれにしてもそれ以外の行政目的に使用されることはほとんどないのではないかとの意見があった。

ビジネスフレームは、様々な調査票や行政記録等を活用するため、調査票の使用等について、別途規定を設ける意義があるかもしれないが、それ以外の調査対象名簿作成目的の使用については、現在も二次的利用の範疇に捉えられており、あえて別に規定を設ける積極的意義があまりないのではないかとの説明があった。

(キ) その他

統計調査の民間委託が進む中、守秘義務とそれに違反した場合の罰則規定さえ設ければ必ずしも十分というわけではなく、例えば、守秘義務違反に対する罰則の場合、他人に漏らすことが構成要件であって、単にデータをのぞき見たような場合は対象にならない。担当の職員以外がデータにアクセスするようなことはあってはならず、そのような場合、当該職員が公務員であれば懲戒処分による対応が可能であるが、民間の職員の場合、受託企業に対して契約の解除や損害賠償請求などではできないにしても、公務員の場合と比べると抑止力ははるかに低い。法律上明記することまでは必要ないが、そのような点にも十分留意した体制づくりを受託企業に求め、それに対するチェックを行うよう、報告書にもう少し明示してほしいとの意見があった。これに対して、行政機関が業務を行う場合にも共通して求められるものであ

り、行政機関と同様の取扱いとなるように処理をしたいとの説明があった。

6 今後の予定

今回は平成 18 年 5 月中・下旬に開催を予定し、統計制度改革検討委員会との関係も踏まえつつ、可能であれば、最終報告書を取りまとめることとされた。また、時期は未定であるが、最終報告書案について、各府省の意見照会を行うこととしたいとの説明があった。